

資料編



資料編

1 計画策定の経過

期 日	会 議 等	会 議 内 容 等
平成21年 1月	アンケート調査	子育て支援サービスに関する住民ニーズ調査
7月22日	第1回保健福祉諸計画策定委員会 第1回次世代育成支援行動計画策定部会	流山市次世代育成支援行動計画（後期）策定方針について
7月24日	第1回次世代育成支援行動計画策定協議会	流山市次世代育成支援行動計画（後期）策定方針について
7月27日	第1回福祉施策審議会	流山市次世代育成支援行動計画（後期）策定方針について
10月 7日	第2回次世代育成支援行動計画策定協議会	流山市次世代育成支援行動計画（後期）素案(たたき台)について
10月13日	第2回福祉施策審議会	流山市次世代育成支援行動計画（後期）素案(たたき台)について
11月12日	第3回次世代育成支援行動計画策定協議会	流山市次世代育成支援行動計画（後期）素案について
11月12日	第3回福祉施策審議会	流山市次世代育成支援行動計画（後期）素案について
11月24日	政策調整会議	流山市次世代育成支援行動計画（後期）素案について
12月 1日	庁議	流山市次世代育成支援行動計画（後期）素案について
12月15日	パブリックコメント開始	
平成22年 1月15日	パブリックコメント終了	
2月 1日	第4回次世代育成支援行動計画策定協議会	パブリックコメントに寄せられた意見について
2月 2日	第4回福祉施策審議会	パブリックコメントに寄せられた意見について
2月 5日	庁議	パブリックコメントに寄せられた意見について

2 流山市福祉施策審議会委員

◎は会長、○は副会長

委嘱区分	氏名	役職名
福祉サービスの提供を受ける者を代表する者	玉川 定雄	流山市老人クラブ連合会会長
	臼井 みどり	流山市障害者団体連絡協議会
	笠井 和代（後任）	流山市障害者団体連絡協議会 花工房・カモミール代表
	漆原 雄一	流山市保育園父母会連絡会会長
	渡部 昭	介護保険制度を利用する者の代表
	池上 諄一（後任）	介護保険制度を利用する者の代表
ボランティア団体を代表する者	◎米山 孝平	流山ユニー・アイネット理事代表
	松本 裕美	流山朗読グループ代表
社会福祉法人の役員 又は職員	山崎 秀雄	流山市社会福祉協議会会長
	篠田 光代	流山市民間保育所協議会副園長
	高橋 英吉	社会福祉法人まほろばの里つつじ園 施設長
	小金丸 孝裕（後任）	社会福祉法人まほろばの里さつき園 施設長
	○中 登	社会福祉法人あかぎ万葉理事長
民生委員（児童委員）	大野 トシ子	流山市民生児童委員協議会連合会会長
医師会を代表する者	町谷 肇彦	流山市医師会会長
歯科医師会を代表する者	寺田 伸一	流山市歯科医師会理事
学識経験を有する者	久保 悌二郎	学校法人江戸川学園 江戸川大学 メディアコミュニケーション学部長
	恵 小百合（後任）	学校法人江戸川学園 江戸川大学総合福祉専門学校校長
関係行政機関の職員	横尾 裕	松戸健康福祉センター副センター長
	坂口 洋	柏児童相談所所長
市民を代表する者	中澤 金司	流山市民
	坂本 ヒロ子	流山市民
	鈴木 五郎（後任）	流山市民
	白野 幸子（後任）	流山市民

3 流山市次世代育成支援行動計画策定協議会委員

◎は会長、○は副会長

委員構成	氏名	団体等の名称及び役職
1 サービスの提供を受ける者	漆原 雄一	流山市保育園父母会連絡会会長
	今井 隆明	流山市PTA連絡協議会会長
	山口 美和	流山市学童保育連絡協議会会長
	西山 みどり	つばさ学園・親の会会員
2 サービスを提供する者	白須賀 まり子	流山市民間保育園協議会会員
	○岡本 哲哉	流山私立幼稚園協会・学校法人岡本学園教頭
	小松 直敏	地域生活支援センターまほろば所長
	古宿 霞	流山市ファミリーサポートセンター地域リーダー
3 子どもの育成に関する者	大作 佳央	流山市青少年相談員連絡協議会会長
	藍川 幸子	流山市子ども会育成連絡協議会会長
	◎榎村 あい子	流山市ボーイスカウト・ガールスカウト連絡協議会会長
	春貴 澄枝	流山市健康づくり推進員協議会サブリーダー
4 NPO・ボランティアを代表する者	田中 由実	WITHママ流山代表
	小舘 万里子	NPO法人流山おやこ劇場理事
5 地域福祉に関わる者	石渡 烈人	流山市社会福祉協議会評議員
	大野 トシ子	流山市民生児童委員協議会連合会会長

4 流山市保健福祉諸計画策定委員会委員

職名	氏名	職名	氏名
社会福祉課長	村越 友直	高齢者生きがい 推進課長	栗田 徹
介護支援課長	上村 勲	障害者支援課長	小笠原 正人
健康増進課長	加藤 正夫	子ども家庭課長	(事務局)
保育課長	宮島 芳行	企画政策課長	水代 富雄
総務課長	小林 博	財政課長	菅原 治
コミュニティ課長	倉田 繁夫	商工課長	岡田 一美
都市計画課長	小瀧 邦昭	まちづくり推進課長	林 雅己
道路建設課長	嶋田 隆一	学校教育課長	田村 正人
生涯学習課長	友金 肇	予防課長	清水 彰

5 流山市次世代育成支援行動計画策定部会委員

課等名	職	氏名
企画政策課	室長	松井 かつ子
財政課	係長	秋元 悟
総務課	課長補佐	天谷 勇
コミュニティ課	係長	樋口 洋徳
安心安全課	課長補佐	大谷 守
社会福祉課	係長	内之倉 泰宏
高齢者生きがい推進課	課長補佐	今野 忠光
介護支援課	係長	菊池 義博
障害者支援課	係長	古林 泰子
健康増進課	課長補佐	小宮 光江
保育課	副所長	伊藤 友子
商工課	課長補佐	金子 孝行
都市計画課	課長補佐	齋藤 一男
建築住宅課	課長補佐	亀山 和男
まちづくり推進課	課長補佐	飯塚 洋一
みどりの課	課長補佐	澤柳 順二
道路建設課	課長補佐	細川 清和
道路管理課	課長補佐	浜本 昇志
教育総務課	係長	矢口 雅章
学校教育課	係長	豊島 茂行
指導課	課長補佐	田嶋 久美子
生涯学習課	課長補佐	戸部 孝彰
公民館	係長	中西 直人
図書館・博物館	主任司書	大貫 美智子

6 行動計画策定指針（国が定めた指針の概要）

（１）地域における子育ての支援

- ・ 児童福祉法に規定する子育て支援事業をはじめとする地域における子育て支援サービスの充実
居宅における支援 保育所等における預かり支援 相談・交流支援
子育て支援コーディネートなど
- ・ 保育計画等に基づく保育所受入れ児童数の計画的な拡充等の保育サービスの充実
- ・ 地域における子育て支援のネットワークづくり
- ・ 児童館、公民館等を活用した児童の居場所づくりなど、児童の健全育成の取組の推進
- ・ 地域の高齢者が参画した世代間交流の推進、余裕教室や商店街の空き店舗等を活用した子育て支援サービスの推進等

（２）母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

- ・ 乳幼児健診の場を活用した親への相談指導等の実施、「いいお産」の適切な普及、妊産婦に対する相談支援の充実など、子どもや母親の健康の確保
- ・ 発達段階に応じた食に関する学習の機会や食事づくり等の体験活動を進めるなど、食育の推進
- ・ 性に関する健全な意識の醸成や正しい知識の普及など、思春期保健対策の充実
- ・ 小児医療の充実、小児慢性特定疾患治療研究事業の推進、不妊治療対策の推進

（３）子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- ・ 子どもを生き育てることの意義に関する教育・啓発の推進
- ・ 家庭を築き、子どもを生き育てたい男女の希望の実現に資する地域社会の環境整備の推進
- ・ 中・高校生等が子育ての意義や大切さを理解できるよう、乳幼児とふれあう機会を拡充
- ・ 不安定就労若年者（フリーター）等に対する意識啓発や職業訓練などの実施
- ・ 確かな学力の向上、豊かな心や健やかな体の育成、信頼される学校づくり、幼児教育の充実など、子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- ・ 関係機関が連携した家庭教育に関する総合的な取組、子育て経験者等の「子育てサポーター」の養成・配置など、家庭教育への支援の充実
- ・ 自然環境等を活用した子どもの多様な体験活動の機会の充実など、地域の教育力の向上
- ・ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

- ・ ファミリー向け賃貸住宅の供給支援など、世帯向けの良質な住宅の確保
- ・ 住宅のユニバーサルデザイン化や子育て支援施設の一体的整備など、良好な居住環境の確保
- ・ 子ども等が安全・安心に通行することができる道路交通環境の整備
- ・ 公共施設等における「子育てバリアフリー」の推進
- ・ 子どもが犯罪等の被害に遭わないための安全・安心まちづくりの推進

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

- ・ 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るための広報・啓発等の推進
- ・ 仕事と子育ての両立支援のための基盤整備、多様な働き方に対応した子育て支援の展開

(6) 子ども等の安全の確保

- ・ 子どもを交通事故から守るための交通安全教育の推進、チャイルドシートの正しい使用の徹底、自転車の安全利用の推進
- ・ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- ・ 犯罪、いじめ等により被害を受けた子どもの立ち直り支援

(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

- ・ 関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制の構築、発生予防、早期発見・早期対策等の児童虐待防止対策の充実
- ・ 児童相談所の体制の強化、市町村や関係機関との連携強化、児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証
- ・ 家庭的養護の推進など社会的養護体制の充実
- ・ 母子家庭等の自立支援の推進
- ・ 障害児施策の充実

7 子育てにやさしいまちづくり条例（平成20年4月1日施行）

《制定の経緯》

この条例は、平成19年流山市議会第2回定例会に議員発議の議案として提出され、継続審査となった後、第3回定例会に全会一致で可決されました。条例の制定により、本市の少子化対策としての子育て支援策が、更に充実するものと期待されます。

（目的）

第1条 この条例は、子育てにやさしいまちづくりを推進するための基本理念、基本方針、責務等を定めることにより、市、市民、事業者及び学校等が一体となって、子どもの健やかな成長を願い、次代を担うすべての子どもの幸せを図ることにより、活力ある元気な流山市を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども おおむね年齢18歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者であって、子どもを現に監護するものをいう。
- (3) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体をいう。
- (4) 学校等 小学校、中学校、高等学校、幼稚園、保育所その他これらに類するものをいう。

（基本理念）

第3条 子育てにやさしいまちづくりは、すべての子どもが幸福に生きていく権利を有するかけがえのない存在であるという認識を持って、市、市民、事業者及び学校等があらゆる分野において、それぞれの役割及び責務を自覚し、相互の連携、協力を強めながら総合的に取り組まなければならない。

（市の施策の基本方針）

第4条 市は、子育てにやさしいまちづくりの実現のための施策を策定し、又は実施するに当たっては、次に掲げる事項を基本として、総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 子どもを安心して生み、みんなで子育てできる安心で安全な環境づくり
- (2) 子どもがすくすく育ち、子育てしやすい自然環境の保全と、良好な住環境の整備ができる環境づくり
- (3) 子ども及び保護者が一緒に、ゆとりある家庭生活を営むことのできる労働環境づくり
- (4) 子育て世代の定住が促進されるために必要な、住みやすい環境づくり

(市の責務)

第5条 市は、第3条に規定する基本理念（以下単に「基本理念」という。）に基づき、子育てにやさしいまちづくりの実現に関する総合的かつ具体的な施策を策定し、実施しなければならない。

2 市は、基本理念に基づき、子育てに取り組む家庭を取り巻く社会経済情勢等に配慮し、適切な支援を行わなければならない。

(市民の取組)

第6条 市民は、基本理念に基づき、子どもや保護者が家庭に安らぎを感じ、子育てに夢を持ち、安心して子どもを生み、育てられる社会の実現に向けて、全ての世代が支え合って協力するよう努めるものとする。

(事業者の取組)

第7条 事業者は、基本理念に基づき、この条例の目的を達成するために市が実施する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念に基づき、自ら雇用する労働者が子育てと仕事の両立を図れるよう必要な労働環境を整えるよう努めるものとする。

(学校等の取組)

第8条 学校等は、子どもの豊かな人間性や限りない能力を育む崇高な使命があることを認識し、子どもの学習する権利及び保育を受ける権利の保持に努めるものとする。

2 学校等は、保護者や地域の市民に積極的に情報を提供し、周辺地域の住民及び保護者の家庭と協力しながら、子どもの幸福に生きる権利を守り、その安全の確保に努めるものとする。

3 学校等は、市と連携しその施設が市民の身近な生涯学習又は活動の場になるよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に必要な事項は、市長が別に定める。

8 答 申

平成22年 2月 2日

流山市長 井崎 義治 様

流山市福祉施策審議
会長 米山 孝



答 申 書

平成21年7月27日付け、流家第262号で諮問のあった流山市次世代育成支援行動計画（後期計画）の策定について審議した結果、「流山市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を成案とすることを了承し、答申といたします。

なお、本計画の推進にあたり、下記の点に留意されたく付帯意見を添えます。

記

- 1 「流山市子育てにやさしいまちづくり条例」の基本理念にもとづき、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を推進されたい。
- 2 施策は、毎年評価をすることが重要であり、1年ごとに進捗状況を確認しながら推進されたい。
- 3 特定事業の目標事業量の達成を推進されたい。
- 4 次世代育成支援施策の市民への情報提供及び意見の聴取に努められたい。
- 5 計画の期間中であっても、社会経済情勢、子どもを取り巻く環境の変化等に迅速に対応していくために、必要な場合は計画の見直しをされたい。

9 市内子育て支援施設関連マップ